

病状説明の実施時間について

当院では、皆様に安全で安心な医療を受けて頂くため、病状や治療方針について、患者さんやご家族に十分ご理解いただけるよう病状説明に努めております。

現在、医師をはじめとする医療従事者の長時間労働が社会問題となっており、厚生労働省より、全ての医療機関に対して、医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組が求められています。

当院においても、医療の質、安全で安心な医療を継続して確保する観点から、医療従事者の負担軽減と労働時間の短縮に向け、取組を進めております。その一つとして、現在行っております病状説明につきましては、**月曜日から金曜日の8時30分から16時45分の間に実施（祝祭日を除く）**することとしております。なお、主治医・担当医が判断した場合は、この限りではございません。

引き続き安全で安心な医療を提供するため、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

令和3年5月

一般財団法人住友病院